

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目次=

1. 重大事故等情報=6件 (11月20日～11月26日分)

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 乗合バスの衝突事故
- (3) 法人タクシーの転覆事故
- (4) 法人タクシーの死傷事故
- (5) 法人タクシーの衝突事故
- (6) 大型トラックの酒気帯び衝突事故

2. トピック

- (1) 換気シミュレーションを踏まえたタクシー車内における新型コロナウイルスの感染防止対策について(要請)(新着情報)
- (2) 危険物のバス及びタクシー車内への持込みには罰則が適用されます(新着情報)
- (3) 運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～(新着情報)
- (4) 貸切バスにおける新型コロナウイルスに係る感染防止対策の徹底について(要請)
- (5) 事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施
- (6) 自動車事故対策費補助金の申請受付を開始
- (7) 大型貸切バスの車内換気の可視化実験について
- (8) バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について
- (9) 観光バス及び路線バスの車内換気能力
- (10) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について(再要請)



1. 重大事故等情報=6件 (11月20日～11月26日分)

- (1) 乗合バスの車内事故

11月21日(土)午前11時50分頃、愛知県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客10名を乗せ運行中、バス停で停車しようとしてブレーキをかけ減速したところ、座席から立ち上がった乗客1名が、減速時の揺動により転倒した。
この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(2) 乗合バスの衝突事故

11月25日(水)午後7時45分頃、京都府の府道において、同府に営業所を置く乗合バスが回送運行中、信号のない交差点に直進で進入したところ、対向で右折待ちをしていた軽自動車の後方から右折してきたオートバイと衝突、オートバイは転倒しその運転者が当該バスの後続の軽自動車にはねられた。
この事故により、オートバイの運転者が死亡した。

(3) 法人タクシーの転覆事故

11月20日(金)午前6時15分頃、愛知県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、交差点を直進で通過する際に、中央分離帯に乗り上げて転覆した。
この事故により、当該タクシーの乗客と運転者が軽傷を負った。

(4) 法人タクシーの死傷事故

11月21日(土)0時45分頃、大分県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、信号機がない交差点を右折した際に、横断歩道を渡っていた自転車に接触した。
この事故により、当該自転車利用者が死亡した。

(5) 法人タクシーの衝突事故

11月22日(日)午前10時59分頃、千葉県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、交差点を通過する際に、道路左側の信号柱に衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客が重傷、運転者が軽傷を負った。

(6) 大型トラックの酒気帯び衝突事故

11月20日(金)午前6時頃、長野県の国道において、愛知県に営業所を置く大型トラックが運行中、左カーブを曲がる際に、センターラインをはみ出し、対向のトラクタ・トレーラに衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。

上記6件の死傷者数計：死亡2名、重傷2名、軽傷3名（速報値）

・道路運送法（昭和26年法律第183号）においては、「乗合バス」を利用する旅客に対し、刃物や可燃性液体等、他の旅客に危害を及ぼすおそれがある物品の車内への持込みを禁止しています。また、「貸切バス」及び「タクシー」については、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和48年運輸省告示第372号）及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年運輸省告示第49号）において、道路運送法にて持込みが禁止されている物品を旅客が携帯している場合に事業者が運送の引受け等を拒絶できる旨を規定しています。

・平成30年6月に新幹線車内で発生した刃物による殺傷事件や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受けて、今般、道路運送法及び関係法令を改正し、「貸切バス」及び「タクシー」についても、旅客による車内への危険物の持込みには罰則（20万円以下の罰金）が適用されることとなりました。

2. スケジュール

公布・施行：令和2年11月27日（金）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000430.html

(3) 運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査～今年度も覆面添乗調査を実施～ （新着情報）

国土交通省では、民間の調査員による運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査しています。

今年度においては、令和2年12月から令和3年3月にかけて実施します。

国土交通省では、貸切バス事業者の法令遵守の状況を確認するため、監査官が営業所に立ち入る臨店監査や、観光地や空港等のバス発着場において街頭監査を実施しています。

上記に加え、民間に調査を委託し、実際に運行する貸切バスに調査員が一般の利用者として乗り込み、貸切バスが運行中、適切に休憩を取っているかや、交替運転者が必要な場合に確実に交替しているか等、法令遵守状況などについて調査しています。

本調査において法令違反のおそれが確認された事業者に対しては、後日、国による監査を実施します。

1. 今年度の調査予定

①調査対象者：貸切バス事業者※無通告により実施

- ②調査実施者：国土交通省自動車局が委託した者（民間）
- ③実施時期：令和2年12月～令和3年3月
- ④調査項目：区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の交替状況、事業者名等の車内外表示など

2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施し、これまでに2事業者について法令違反のおそれが確認されたため、当該事業者の営業所に監査を実施しました。その結果、いずれの事業者についても法令違反が確認されたため、2事業者とも行政処分を実施しました。

(4) 貸切バスにおける新型コロナウイルスに係る感染防止対策の徹底について (要請)

(配信日：R2.11.20)

今般、日帰りのバス旅行内において集団感染が発生したと東京都足立区が公表したところです。

全国的に感染が拡大するなか、観光バスをはじめとする貸切バスについて、利用者に安心して乗車いただくためには、利用者の理解や協力を得ながら、バス車内におけるマスクの着用、食事の回避、カラオケの禁止などの感染防止対策を徹底することが不可欠です。

つきましては、貸切バス事業者の皆様におかれまして、下記の取組を徹底していただきますようお願いいたします。

1. 貸切バスの運行に当たっては、(公社)日本バス協会が作成している「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に、感染防止対策を徹底すること。

(参考) <http://www.bus.or.jp/covid-19/>

2. 観光バスにおいては、利用者に対して、「新しい旅のエチケット交通編」の配布や車内アナウンスでの呼び掛けなどにより、車内での感染防止対策への協力を依頼すること。

(参考) <https://goto.jata-net.or.jp/info/2020091001.html>

(5) 事故ゼロを目指して！大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンを実施

(配信日：R2.10.30)

大型車のホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故が増加している状況を踏まえ、令和2年11月1日から「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

1. 令和元年度の大型車※の車輪脱落事故の発生状況

※大型車とは、車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

- ・発生件数は112件（昨年比31件増加）
- ・冬期（10月～2月）に多く発生
- ・特に東北地区で多く発生
- ・車輪脱着作業後1ヶ月以内に多く発生
- ・タイヤ交換作業が集中する11月に交換した車両の事故が多い
- ・車輪脱落箇所は左後輪に集中

2. 大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

国土交通省では、昨年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に関する調査検討ワーキンググループ」（座長：交通安全環境研究所伊藤紳一郎副部長）を設置し、事故原因の徹底究明と効果的な事故防止対策の検討を行ってきたところ、令和2年10月16日に中間とりまとめが決定されました。

国土交通省では、この中間とりまとめの決定を受けて、「令和2年度緊急対策」の早期かつ確実な実施を図るため、関係業界の協力のもと、「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【実施期間】令和2年11月1日～令和3年2月28日

【主な実施項目】

- ・運送事業者等に対する事故防止対策の周知・指導
- ・運送事業者による大型車の「ホイール・ナットの緩み」の総点検実施
- ・貨物運送事業者では、タイヤ交換時の作業管理表を使用した正しいタイヤ交換作業実施
- ・トラックのホイール・ナットへのマーキング等の活用を推進し、日常点検でのホイール・ナットの緩みの点検を重点的に実施

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000261.html

(6) 自動車事故対策費補助金の申請受付を開始

(配信日：R2.10.30)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、

要件を満たした事業者に対して自動車事故対策費補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたしました。

1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

2. 補助事業の内容

申請方法、申請受付場所、申請受付期間等につきましては、国土交通省のホームページの以下のページに掲載しています。

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

→http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_02.html

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

→<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 留意点

申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意ください。

(7) 大型貸切バスの車内換気の可視化実験について

(配信日：R2.9.25)

(独)自動車技術総合機構 交通安全環境研究所では、大型貸切バス車室内の換気状況を調査するため、令和2年9月25日に車室内の空気流動を可視化する実験を行いました。実験では、バス車内をスモークで充満させ、空調機を作動させることにより車内の空気と外気を入れ替えることができる様子を可視化して、窓開けなどをしなくとも優れた換気性能を持っていることが確認されました。

利用者の方々におかれましては、安心して貸切バスをご利用いただければと考えております。

また、バス事業者の皆様におかれましては、バスにおける感染予防対策のPRの際に、ぜひこの実験結果も活用いただければと思います。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.ntsel.go.jp/news/20200925.html>

(8) バスの交差点での死亡事故を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

(配信日 : R2. 7. 31)

本年に入り、バス車両が丁字路を右折する際に、交差点の歩道上を車両左手側から横断する子供と衝突し、子供が死亡する事故が立て続けに生じております。また、子供がバス車両前方を横断する際の事故が近年数多く発生しています。自動車運送事業者の皆様におかれましては、同種事故の再発を防止するため、運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、次の事項について改めて徹底するようお願い致します。

(1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。特に、丁字路をはじめとした交差点での右折時に車両左手側から進行する歩行者等に気を配ること。

(2) 道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。

(3) 歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。

(9) 観光バス及び路線バスの車内換気能力

(配信日 : R2. 6. 19)

大型自動車メーカー等の協力のもと、主な観光バス及び路線バスの車内換気能力についてまとめました。

○観光バスの車内換気能力

観光バスは、エアコンの外気導入モードを使用することにより、窓を閉めた状態で5分程度で換気する能力があります。

また、8割以上の車両は窓を開けられる構造であり、利用者が窓を開けて換気することも出来ます。

○路線バスの車内換気能力

路線バスは換気扇を使用することにより、3分程度で換気する能力があります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/covid19_info_shyanaikanki.pdf

(10) 事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について
(再要請)
(配信日：R2.5.22)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止については、「事業用自動車総合安全プラン2020」において事業用自動車における飲酒運転ゼロを目標に掲げ、様々な取組を実施してきたところです。また、昨年5月にも「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」(通達)を発出し、事業者の皆様、特に以下の事項について周知徹底していただくよう、お願いしてきたところです。

しかしながら、昨年の飲酒運転による事業用自動車の交通事故は56件と、「事業用自動車総合安全プラン2020」を策定した2016年以降で最多となりました。

また、本年は、国土交通省への報告が求められる重大事故が、昨年同時期を上回る13件発生しています(速報ベース)。特に、5月に入り4件の事故が発生しているところです。

自動車運送事業は、今般の新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な存在であり、事業者の方々に日々ご尽力いただいているところですが、こうした中で飲酒運転による事故が相次いで発生していることは、運送事業に対する社会の信頼の失墜に繋がる事態であり、誠に遺憾です。つきましては、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用し、飲酒運転の防止の徹底について、改めて周知徹底いただくよう、お願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等において、以下のことを徹底すること。

(1) 飲酒による身体への作用・影響や飲酒運転の危険性等を事例を用いて理解させること。

(2) 確実な点呼の実施体制が確保できているか確認し、必要に応じ見直しを行うとともに、点呼時におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと。

(3) 運転者の飲酒状況を把握するとともに、日常的に飲酒する習慣がある運転者に対しては、遠隔地の点呼において確実に酒気帯びの有無を確認できる機器を用いるなどにより管理を行うこと。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/faq.html> ）

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/enzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30~12:00 13:00~17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

